

(仮称) 木更津市協働のまちづくり条例検討市民ワークショップ実施要領

平成20年10月8日

都市部都市政策課

第1 目的

市は、(仮称) 木更津市協働のまちづくり条例の策定過程において、市民と行政が協働によるまちづくりを進めていくために市民とのまちづくりに関する意見交換を行い、まちづくりに対する共通理解を得ることを目的に市民ワークショップを実施する。

第2 名称

(仮称) 木更津市協働のまちづくり条例検討市民ワークショップという。

第3 参加者の資格及び定員

- (1) 市民ワークショップへの参加者は、18歳以上の市民等で、原則として全過程に参加可能な者とする。
- (2) 市民ワークショップの定員は、30人程度とする。

第4 参加者の募集及び申込み方法

- (1) 市民ワークショップへの参加者の募集は、公募による。
- (2) 市民ワークショップへの参加は、別に定める申込書を提出する。

第5 協力の要請

市は、木更津市市政協力員、市内に所在するまちづくりを活動目的とする特定非営利活動法人等各種団体に市民ワークショップへの参加の協力を要請する。

第6 参加の決定及び開催通知

- (1) 市民ワークショップへの参加の決定は、先着順とする。
- (2) 参加の決定をした市民等へ、市民ワークショップの開催の通知をする。

第7 運営方針

- (1) 参加者の報酬は、無報酬とする。
- (2) 市民ワークショップの内容は、ホームページで公開する。
- (3) 市民ワークショップでは、(仮称) 木更津市協働のまちづくり条例の策定に向け、まちづくりに関する課題を整理し、市民や行政の役割を検討し、その結果を取りまとめる。
- (4) 取りまとめた結果は、(仮称) 木更津市協働のまちづくり条例策定に向け、市民の意見を反映させるため活用する。

第8 実施時期及び会場

- (1) 実施時期は平成21年1月から4月にかけて、平日の夜間（18時から20時）に実施する。
- (2) 会場は中央公民館とする。

第9 実施回数及び内容

実施回数は3回程度とし、内容は次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりについて
- (2) 木更津市のまちづくりの課題の整理、将来像について
- (3) まちづくりに対する市民、行政の役割について
- (4) （仮称）木更津市協働のまちづくり条例（素案）の検討について